

国際定期航空券販売取引の免税取引該当性

平成20年4月2日裁決
裁決事例集 第75集659頁

1. 事実の概要

本件は、審査請求人が、国際線チャーター便に係る取引及び国際線定期航空券に係る取引を、免税取引に当たるとして消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、原処分庁（税務署長）が当該取引はいずれも国内における役務の提供であると認められるので課税取引に当たるとして、消費税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が原処分庁の認定に誤りがあるとして同処分等の全部の取り消しを求めた事案である。

国税不服審判所の裁決は、国際線チャーター便に係る取引は、外国航空会社の日本総代理店に対する国内における役務の提供の結果、その対価として手数料を得ていたとみるのが相当であるとして、課税取引に該当すると認定した。

国際線定期航空券に係る取引は、格安航空券だけの取引となり、各旅行業者が審査請求人から提示された価格表に基づく代金で航空券の購入を審査請求人に申し込み、審査請求人が承諾すれば航空券の売買が成立したとみるのが相当であるとの判断を示し、消費税法上、航空券という物品切手等の譲渡に該当し、非課税取引に当たると認定した。

認定事実より抜粋

(1) 国際線チャーター便取引

請求人は、平成17年3月1日に、G社と同社が日本における総代理店を務める外国航空会社のチャーター便に係る地域の販売に関して、チャーター便販売契約を締結した。

事実1【本件チャーター便販売契約に関する契約書には次のように記載されている。】

G社は請求人の販売地域を特定し、独占的にその業務を委託する。

(ただし)販売地域の決定、変更については、G社と請求人において協議の上、定めるものとする。

また、G社は、請求人に業務上必要となる航空券その他の書類の提供を行う。

G社と請求人は、別途販売手数料の料率を協議の上、取り決めるものとする。

請求人は、G社が総代理店契約を受託する航空会社と競合する航空会社の販売代理をG社の許可無く行ってはならない。

本件チャーター便販売契約書の「附則」において、本件手数料を定めている。

事実2【平成17年7月13日付けのJ社との包括旅行者による航空機貸切契約】

(J社：運航者) (G社) (包括旅行企画業者：用機者)

請求人は立会人として署名している

本件貸切契約書には、次のように記載されている。

本件貸切契約書には、平成17年7月13日、用機者と運航者との間で作成されたものであり、当事者双方は、以下の事項について合意した。

A 航空機、B 貸切スペース、C フライトスケジュール、D 貸切料金

事実3【請求人から原処分庁所属の調査担当者に提出された平成18年3月7日付けの「弊社チャーター事業部の業務内容報告書」と題する書面には、チャーター便の申込みから出発までの業務経過が記載されており、その内容は次のとおりである。】

包括旅行企画業者に対して、出発並びに搭乗券の引渡しの内容及び時間・機種変更時における説明

空港への乗客名簿の提出及び空港との打合せ並びに変更時の対応

機内食、新聞雑誌の手配

キャンセル客の処理

出発当日の搭乗券引渡し、出発及び現地到着確認

帰国時の帰着客、帰り荷の確認

事実4【本件チャーター便取引に関する代金決済】

請求人が依頼のあった包括旅行企画業者に対して旅行代金を請求し、その代金請求後に、請求人はG社あてに「精算/送金明細表」と題する書面を作成し、許可運賃及びマークアップに係るデストリビューター(請求人)販売手数料として、包括旅行企画業者に対する販売合計額から、本件チャーター便販売契約書どおりの販売手数料を差し引いた額をG社に送金し、決済している。

事実5【請求人の本件課税期間に係る総勘定元帳の記載状況】

売上げ、仕入れとも「本件国際航空券取引」「本件チャーター便取引」に部門区分されている。

課税区分欄には、売上5%とそれ以外のものを区分している。

(2) 国際航空券取引

請求人は、航空会社がパッケージ・ツアー等の旅行商品を企画する旅行者に旅行の素材として割当てた国際航空券(航空券、宿泊及び地上手配を包括して販売することを条件とした個人包括旅行運賃が適用されるもの)を宿泊及び地上手配を付けずに航空券だけ(エア・オンリー)で取引するいわゆる格安な航空券(本件国際航空券)を取り扱っている。

請求人は、本件国際航空券の発券等を扱う旅行業者（本件各発行業者）から「K」と称する本件国際航空券の価格表を半年ごとに提示されている。

請求人は、本件各旅行業者ごとに異なる本件国際航空券の価格表を作成し、本件各旅行業者に提示している。

事実1【請求人が審判所に提出した本件国際航空券取引の1件別明細である「L」のうち、平成17年5月分の取引】

（発券業者） （請求人） （各旅行業者）

請求人は、本件各旅行業者から、特定の便に係る本件国際航空券の予約申込を受ける。
請求人は、当該申込に基づいて本件各発券業者に対して、予約を行う。
請求人は、本件各発券業者から予約内容の確認を受ける。
請求人は、本件各旅行業者に対し、予約内容の確認を行う。
請求人は、最終的に予約内容の確認を行った後に、本件各発券業者に発券及び請求書の発行を依頼する。
請求人は、本件各旅行業者に対して請求書を発行する。
請求人は、本件各発行業者に対して請求金額を支払い、本件国際航空券の引渡しを受ける。
請求人は、本件国際航空券の代金受領と引き換えに、本件国際航空券を引き渡す。

本件各旅行業者と請求人との間では、本件国際航空券販売に関する取次ぎという役務の提供に対する対価を支払う旨の契約等はない。
本件各発券業者と請求人との間では、本件国際航空券販売に関する委託契約等はない。
それぞれ本件売上価格表及び仕入価格表に基づいて、本件国際航空券に係る取引が行われている。

事実2【請求人の記帳状況】

請求人は、本件各旅行業者から收受する代金全額を、総勘定元帳において売上として、本件各発券業者に対する支払額を、総勘定元帳において仕入と記載している。

事実3【平成16年11月1日付のM社と業務委託契約】

請求人は、M社との間で業務委託契約を締結し、日本発着定期便の航空券及び同便利用の主催旅行、ユニット販売の業務を委託し、委託料を支払った。
請求人は、M社に対する委託料を、総勘定元帳の仕入高のページの「課税区」欄において「非課税仕入」として区分している。
請求人の総勘定元帳は、消費税に関する課税区分が摘要欄に記載され、また、担当部署ごとの記載はされている。
しかし、課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに、区分表示されていない。

2. 争点

本件チャーター便取引及び本件国際航空券取引が、消費税法上、課税取引であるか否かに争いがある。

3. 両者の主張

(1) 原処分庁の主張... 請求人の行う取引は国内における役務の提供と認められ、課税取引に該当する。

(国際線チャーター便に係る取引について)

請求人が行う国際線チャーター便に係る取引は、チャーター便販売契約書記載の条項によれば、国内において委託販売に係る受託者として役務の提供を行う業務である。

本件チャーター便取引に係る販売手数料の額は、当該業務に係る売上高と仕入高との差額と認められ、当該販売手数料の額に105分の100を乗じた金額が課税資産の譲渡等の対価の額となる。

(本件国際航空券取引について)

国際線定期便航空券に係る取引は、国内において、請求人に国際航空券の手配依頼を行う各旅行業者に対し、取次ぎ(自己の名をもって他人のために法律行為をなすこと。)という役務の提供を行っている。

本件国際航空券取引に係る役務の提供の額は、当該取引に係る売上価格と仕入価格の差額に相当する額と認められ、当該差額に105分の100を乗じた金額が課税資産の譲渡等の金額になる。

請求人は、原処分庁に対して、請求人の仕入先業者が請求人に販売手数料を支払ったことになるとした上で反論を展開しているが、原処分庁が販売手数料としているのは、飽くまでも売上価格と仕入価格との差額であり、仕入先業者が請求人に販売手数料と称するものを支払うことを指すものではない。

請求人が主張する 協会発行の参考文献に掲げられている取引は、その取引に係る事実関係が不明であり、本件における国際航空券の取次ぎという役務提供であるところの取引と取引形態が同一のものが不明であることから、当該参考文献における取扱いを直ちに本件に適用するのは相当ではない。

(2) 請求人の主張... 請求人の行う取引は、国際航空券の売買取引であり非課税取引に該当する。

(国際線チャーター便に係る取引について)

本件チャーター便取引は、国際航空券を一便ごと一括で仕入れ、売上先である本件各旅行業者に販売しているものであり、当該取引は、国際航空券の販売である。

販売手数料とは、売上に対して一定額・一定率で収受するものであり、請求人の取引は、売上高と仕入高の差額を収益とし、それらは一定額・一定率ではないことから販売手数料とは認識できない。

(本件国際航空券取引について)

本件国際航空券取引は、国際航空券を発券業者から仕入れ、これらを本件各旅行業者に販売しており、国際航空券の販売である。

請求人の仕入価格は、仕入先と請求人との間で協議の上で決定している。また、売上価格も、これまでの取引実績を考慮して請求人が売上先ごとにそれぞれ決定する。よって、仕入価格、売上価格とも請求人が独自に決定したものであり、仕入先は売上価格を、売上先は仕入価格を知ることはない。同じ仕入先の同一便の航空券であっても、売上先により価格が異なることとなる。

役務の提供の対価は消費税法基本通達 10 - 1 - 12 に定められているとおり、委託者から受ける委託販売手数料の額である。

原処分庁は、当該通達で記している委託者は誰か、委託販売手数料の金額がいくらかを明示もせず、売上価格と仕入価格の差が手数料だとしているが、当該通達からは当該差額が委託手数料と読み取ることができない。

消費税は一取引ごとに売上価格に係る仮受消費税の額、仕入価格に係る消費税の額をそれぞれ計算するものであり、原処分庁の理論では、当社が受け取ったとされる消費税の支払者は、当社に支払ったとされる手数料の金額も消費税の金額も知ることができず、消費税の支払者においてその会計処理ができないことになる。

協会発行の「旅行者のための消費税・印紙税実務」においては、「航空会社と契約のある旅行会社が行う航空券の発行は不課税であり、二次卸業者及び三次卸業者が行う航空券の売買取引は、いずれも非課税取引である」旨の見解が示されていることからすれば、請求人の行う取引は国際航空券の売買取引であり、非課税取引である。

4. 裁決及び本裁決の論理

(本件チャーター便取引に関する判断)

裁決「本件チャーター便取引は、国内における役務提供であるので、消費税法上、課税取引に該当する。」

本件裁決の論理

認定事実によれば、請求人は、G社との間で販売契約を締結し、外国航空会社とのチャーター便販売契約の 地域における代理店として、
包括旅行企画業者に対しチャーター便販売の営業活動を行い
外国航空会社の日本における総代理店と包括旅行企画業者との本件貸切契約に際しては立会人として署名し
チャーター便の出発までの各種手配及び出発当日から帰国までの現地確認を行い

一定の料率で本件手数料を計算し、本件手数料以外の収益についてはすべてG社に送金し、代金決済している

～ より、本件チャーター便取引は、請求人がチャーター便の販売をG社から委託され、当該販売業務の対価として一定の料率で本件手数料を得ていたものと認められる。

G社とチャーター便販売契約を締結して、G社に対して役務の提供を行っていた。

請求人は包括旅行企画業者に対して国際航空券を販売していたのではなく、G社との契約にもとづいて包括旅行企画業者に対して出発並びに搭乗券の引渡しの案内及び時間・機種変更時における説明や空港への乗客名簿の提出及び空港との打合せ並びに変更時の対応などの役務の提供を行っていた。

請求人は包括旅行企画業者と直接契約を結んでいない。

請求人の行っていた役務提供の場所は（認定事実より）国内である。

本件チャーター便取引は、消費税法4条 「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。」

に該当するため本件取引は消費税法上、課税対象の取引である。

本件チャーター便取引は、消費税法6条（非課税）および別表に記載されている取引ではないので非課税取引ではない。

（本件国際航空券取引について）

判決「本件国際航空券取引は、消費税法第6条 に規定する別表第一第4号八に掲げる物品切手に該当することから、その売買である本件国際航空券取引は、非課税取引と認められる。」

本判決の論理

請求人は、本件各旅行業者に対して本件売上価格表を提示し、本件各旅行業者から本件国際航空券の申込を受けると、本件各発券業者に対して、本件仕入価格表に基づいて発券の申込みを行い、本件国際航空券を各旅行会社に引渡し、これに対して、本件各旅行業者が本件売上価格表に記載された価格に相当する金員を請求人に支払っている。

請求人は、本件売上価格表を、自己の計算に基づいて作成している。

請求人と本件各旅行業者との間では、本件国際航空券の取引に関して、本件国際航空券販売に関する取次ぎという役務の提供に対する対価を支払う旨の契約等は認められない。

取次ぎにおける経済的効果は委託者に帰属するにもかかわらず、本件国際航空券取引において、請求人が航空券を廉価で購入できた効果は請求人に帰属することになる。（航空券を安く買えば、請求人の儲けが大きくなるので。）

このことから、本件取引は法令で使用している「取次ぎ」であるとは認められない。

～ より、本件国際航空券取引は、本件各旅行業者が請求人に対して、本件売上価格表

の価格に相当する金員を代金として本件国際航空券を購入することを申し込み、請求人がこれを承諾したことにより、請求人と本件各旅行業者との間で本件国際航空券の売買契約が成立したとみるのが相当である。

法令解釈より

国際航空券は消費税法施行令 11 条（物品切手に類するものの範囲）に規定する「役務の提供に係る請求権を表彰する証書」に該当するため、物品切手に該当するものと解される。

よって、本件国際航空券取引は、消費税法 6 条、消費税法施行令 11 条より非課税取引である。

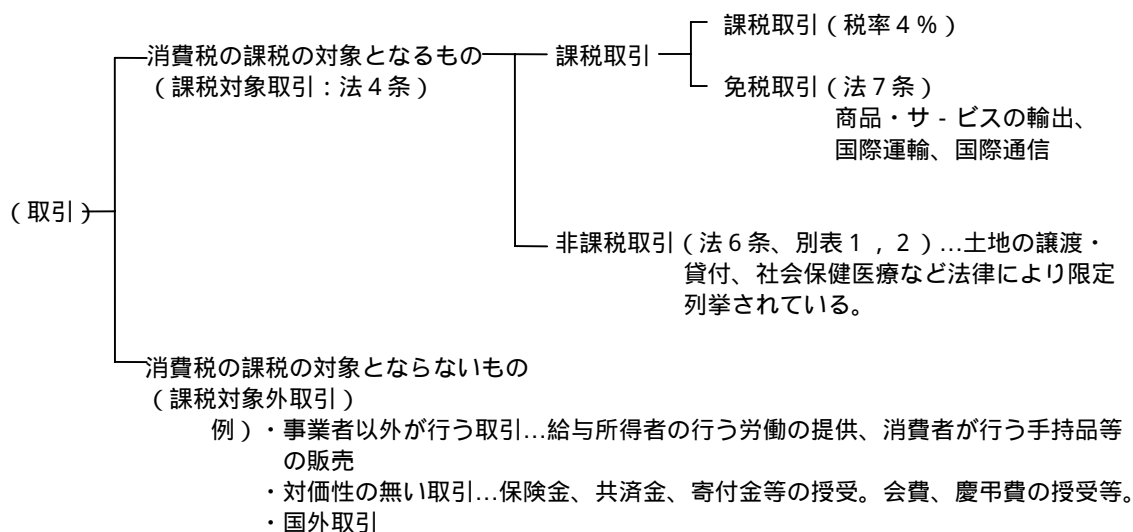
また、本件国際航空券取引は非課税取引であるので、消費税法 7 条（輸出免税等）「事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。」に該当しないので輸出免税に関する判断も行っていない。

5. 研究

（1）本件の意義と判例上の位置付け

本件の意義は、非課税取引と免税取引の概念の相違を確認できる点である。

消費税法上の非課税と免税の異同 - 消費税法の構造



非課税と免税の違い

同じ点 非課税取引も免税取引も消費税が 0 円（消費税がかからない）の取引である。

異なる点

【非課税取引】

- ・課税の対象となる取引の中で、性質的政策的に消費税を課さない取引である。
- ・「土地の譲渡及び貸付」、「有価証券等の譲渡」、「金融・保険取引」等。
- ・原則として、非課税売上に対する仕入税額の控除ができない。

例) 100万円の株を購入して手数料10,500円(内消費税額500円)を支払ったのち、その株を150万円で売ったとしても、手数料にかかる消費税500円を仕入税額控除できない。

- ・課税売上割合の計算において分子に含めない。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜き)} + \text{免税売上げ}}{\text{課税売上げ(税抜き)} + \text{非課税売上げ} + \text{免税売上げ}}$$

- ・消費税の逆進性への対策

「わが国の消費税では、米、魚、野菜、水等を含めて生活必需品やサービスに広く課税する。保健医療や学校の授業料などに対して非課税措置はおいているものの、きわめて限定的である。とりわけ、土地の譲渡や貸付、預金の利子等、その性質上消費税課税になじまないものも含めて、非課税措置として列挙する形となっている。したがってこうした例を除けば、本来の意味で逆進対策としての非課税措置は皆無に等しいといえる。」(北野245頁)

【免税取引】

- ・課税取引である。税率が0%なので、消費税の金額も0円である。
- ・商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供など。
- ・原則として、免税売上に対する仕入税額の控除ができる。

例) 105万円(内消費税5万円)で仕入れた車を海外へ126万円で輸出した場合、その売上は免税取引になるので、仕入にかかった5万円の消費税を仕入税額控除できる。

- ・課税売上割合の計算において分子に含める。
- ・仕向地課税原則と国境税調整

「消費税は、消費地課税原則(仕向地課税原則:国際取引の対象となる物品やサービスは仕向地、つまり実際に消費される国で課税される方式)に基づく課税方式を採用する。したがって、課税対象物品やサービスのクロス・ボーダー(国際)取引については、それらが実際に消費される国(輸入国)で課税する方式を採る。国境税調整のため、輸出国側では課税を免除する。このように、消費税を輸出しないための制度を輸出免税という。」(北野246頁)

「仕向地主義のもとでは、輸出品は、原産地国の消費税を免除され、仕向地国の消費税を課されるから、消費税の負担に関する限り、仕向地国および他の国々の製品と全く同じ条件で競争しうることとなり、税制の国際的中立が確保される。」(金子542頁)

「輸出・輸入の両方について国際貿易に歪みを生じさせないようにすることが、その国に国際的な責務として求められていると考えてよいだろう。」(浦東17頁)

原産地課税主義

- ・低税率国が輸出面で有利になる。
- ・消費者が輸入品を購入することにより自国の税負担を免れることができる。

税負担の国際的公平の観点より仕向地課税原則。

(2) 本判決の合理性の検討

本件チャーター便取引について

本判決は、請求人の行った取引が消費税法上はどのような課税関係になるかを決定するための事実認定の問題と考える。(航空券の販売か、国内における役務の提供か?)

本判決に賛成。

経済的取引事実

(平成17年3月1日の取引)

- ・G社は請求人の販売地域を特定し独占的にその業務を委託している。
- ・G社と請求人は別途販売手数料の料率を協議の上取り決めている。
- ・請求人は、G社が総代理店契約を受託する航空会社と競合する航空会社の販売代理をG社の許可無く行ってはならない。(競合した場合はG社の販売代理を優先する。)
- ・本件手数料は「附則第2条」に記載されている。

(平成17年7月13日の航空機貸切契約)

J社(運行者)と包括旅行企画業者(用機者)による航空機貸切契約である。
請求人は本契約において立会人でしかない。

(平成18年3月7日付けの「弊社(請求者)チャーター事業部の業務内容報告」)

- ・包括旅行企画業者に対して出発並びに搭乗券引渡しの案内及び時間・機種変更時における説明。
- ・空港への乗客名簿の提出と空港との打合せ並びに変更時の対応。
- ・機内食、新聞雑誌の手配。
- ・出発当日の搭乗券引渡し、出発及び現地到着確認。
- ・帰国時の帰着客、帰り荷の確認。
- ・請求人は包括旅行企画業者から受け取った旅行代金から、請求人の取り分を差し引いた金額をG社に送金している。

私法上の法律構成

平成17年3月1日の取引より、本件チャーター便契約の当事者は請求人とG社である。また、請求人はG社の許可無く航空会社の販売代理を行うことが出来ない。(自己の計算においてチャーター便取引を扱うことが出来ない。)

平成17年7月13日の航空機貸切契約より、請求人と包括旅行企画業者は直接契約関係に無い。

平成18年3月7日付けの業務報告より、請求人の行っている行為は航空券の販売で

はなく、役務の提供である。

したがって、本件チャーター便取引は、G社に対する役務提供契約と解する。

税法の発見と解釈

消費税法4条

請求人の取引は、「国内において、事業者が事業として、対価を得て行う、資産の譲渡等（役務の提供）に該当する」ため、消費税法4条に該当し本件チャーター便取引は課税の対象となると解する。

消費税法7条（輸出免税等）

請求人の取引は、消費税法7条「国内において行う課税資産の譲渡等」には該当するが、G社に対する役務提供であるため「次に掲げるもの」（法7条三「国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信」）には該当しない。したがって、免税取引には該当しないと解する。

以上のことから、本件チャーター便取引に関しては本裁判に賛成します。

本件国際航空券取引について

本裁判は、請求人の行った取引が原処分庁の主張するように取次ぎなのか、請求人の主張のように国際航空券の譲渡なのかについての事実認定の問題である。

但し、仮に請求人が本件取引を免税取引と主張する場合には、法令解釈の問題も存在すると思われる。

請求人が、国際航空券取引を消費税法上の非課税取引と主張するのみならば、あえて本裁判に反対はしない。しかし法令解釈的には反対の部分もある。

本件取引事実と事実認定

- ・各旅行業者は請求人に対し国際航空券の予約申込を行う。
- ・請求人は発券業者に対し予約を行う。
- ・発券業者は各旅行業者に対して予約内容の確認を行う。
- ・請求人は国際航空券の発券と請求書の発行を依頼する。
- ・請求人は発券業者より代金と引き換えに国際航空券の引渡しを受ける。
- ・請求人は各旅行業者に対して代金と引き換えに国際航空券を引き渡す。
- ・請求人は自己の計算のもとに本件売上価格表を作成している。

私法上の法律構成

各旅行業者は国際航空券の予約申込を発券業者ではなく請求人に行っている。また、請求人は発券業者に対して予約を行っている。これら二つの行為に関しては取次ぎという契約はなく、別個独立した申込である。

発券業者は各旅行業者に対して航空券を引き渡すのではなく、請求人に対して国際航空券を引き渡し、請求人が各旅行会社に対して国際航空券を引き渡している。これら二つの行為に関しても取次ぎという契約はなく、別個独立した引渡しである。

本件国際航空券の代金の支払については、発券業者および請求人が自己の計算のもとに代金を決定していること、請求人は発券業者に本件仕入価格表にある金額を支払い、各旅行業者は請求人に本件売上価格表にある金額をそれぞれ支払っている。

したがって、本件国際航空券取引は、

**請求人と発券業者の航空券の売買契約（請求人にとっては航空券の仕入）と
請求人と各旅行業者の航空券の売買契約の二つの独立した契約である。**

本件取引は売買契約であると契約解釈することができる。

税法の発見と解釈

本件取引は消費税法 4 条 に該当し、課税対象取引であるといえるか。

【法令解釈の問題】

消費税法 6 条（非課税）

法 6 条 「国内において行われる資産の譲渡のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。」

別表第一（第 6 条関係）

四 次に掲げる資産の譲渡

八 「物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。)その他政令で定めるもの(別表第二において「物品切手等」という。)の譲渡」

消費税法施行令 11 条（物品切手に類するものの範囲）

「法別表第一・第四号八に掲げる政令で定めるものは、役務の提供又は物品の貸付に係る請求権を表彰する証書とする。」

消費税法 6 条および消費税法施行令 11 条により「役務の提供に係る請求権を表彰する」ものが物品切手とされるならば、国際航空券は航空会社に役務の提供を行ってもらうことを表彰するものであろうことから、物品切手と言えるであろう。

消費税法 6 条によれば、物品切手の譲渡は消費税法上非課税取引であるから、裁判のように本件国際航空券取引は非課税取引と理論付けることができよう。

仮に請求人が、本件国際航空券取引が非課税であるという結論を求めているのであれば、請求人は自己の主張どおりの裁判が下されたのであるから、あえて採決に反対はしない。

しかし、請求人は本裁判のような結論を主張したかったのかは疑問である。それは、消費税法上の非課税と免税では一見同じように見えても、両者には大きな違いが存在するからである。本件国際航空券取引を非課税取引であると判断されると、請求人の課税売上割合は 95 パーセント未満となり、消費税の計算上仕入税額控除できる金額が減少し、請求人にとって不利な結果となる。自己にとって不利益となる主張を行うとは考えられないので、ひょっとしたら請求人は、本件国際航空券取引は免税取引であると主張したかったのではないかと考える。

私見ではあるが、国際航空券を単に条文の文言のみから物品切手と判断するのはいかなるものであろうか。物品切手の譲渡が非課税取引である理由は、二重課税の防止

であろう。例えば、商品券やテレホンカードについては、使用期限が特に設けられていない点、誰でも使うことが出来る点で、発行時および譲渡時には消費という行為が確定していないと考える。消費税とは、「物品やサービスの消費に担税力を認めて課される租税をいう」のであるから、消費が確定していない段階では消費税をかけることが相当であるため、物品切手の譲渡は非課税取引であると規定したのではなかろうか。しかし、国際航空券に関しては使用できる便は確定している上に、国際航空券を利用できる人間も決まっているのではなかろうか。そういう意味では、国際航空券はその譲渡の時期において消費が確定していると考える。したがって、国際航空券は物品切手であるという判断はいかなものであろうか。

国際航空券が物品切手であるとして、もし旅行者が何らかの理由で国際航空券を使用できなかった場合は、その国際航空券はいつ消費されたとされるのであろうか。商品券、テレホンカードも使用時には課税仕入れとして仕入税額控額控除を行うのでは。

本判決に関する私見

消費税法 6 条及び消費税法施行令 1 1 条の文言のみから国際航空券を物品切手と判断するのは消費税法が消費に担税力を求めることに反するのでは。

国際航空券の譲渡を消費税法 6 条の範囲から外し、課税取引と考えることで消費税法 7 条三の射程に入る余地が出てくると思われる。

消費税法 7 条三では「国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信」は消費税を免除する取引である。

上記 ~ より、本件国際航空券取引に関して、事実認定は判決と同様に国際航空券の譲渡であると考えが、法令解釈の点からは本件国際航空券取引は免税取引ではないかと考える。

(参考文献)

『租税法(第10版)』金子宏(弘文堂)

『現代税法講義(四訂版)』北野弘久編(法律文化社)

「消費税法の課税対象と非課税取引・輸出免税措置について」浦東久男(『総合税制研究』4 1996年3月)